

萩市登録統計調査員の登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、国及び県の委託を受けて市が行う各種統計調査に従事する者をあらかじめ登録することにより、統計調査員の確保に資するとともに、各種統計調査を円滑に実施することを目的とする。

(登録条件)

第2条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者の中から適任者を選考し、登録統計調査員として登録する。

- (1) 満20歳以上満75歳以下の者
- (2) 萩市に住所を有し、現に居住している者
- (3) 統計調査に理解と熱意を有し、責任を持って調査事務を遂行できる者
- (4) 調査により知り得た秘密を守ることができる者
- (5) 税務、警察及び選挙に直接関係していない者
- (6) 暴力団その他の反社会的勢力に該当しない者
- (7) その他統計調査員としてふさわしくない職業又は経歴を有していない者

(登録手続き)

第3条 登録統計調査員の登録を希望する者は、萩市登録統計調査員登録申請書(様式第1号)に所定の事項を記入し、市長に提出しなければならない。ただし、オンラインによる申請をもって、これに代えることができる。

- 2 市長は、前項の提出があったときは、これを審査し、前条により適任と認められた者について、登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により登録したときは、萩市登録統計調査員登録通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 登録統計調査員は、登録を取消すとき、萩市登録統計調査員登録取消届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第4条 市長は、登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録統計調査員の登録を取り消すものとする。

- (1) 登録統計調査員を辞退する旨の意思表示があったとき。
 - (2) 登録統計調査員が第2条第3号から第7号までのいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 登録統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。
 - (4) 登録統計調査員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (5) 病気その他の理由により、登録統計調査事務に従事しがたいと認められるとき。
 - (6) その他市長が取り消すことが適当と判断したとき。
- 2 登録統計調査員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録は当然に失効する。
 - (1) 満76歳に達した日の属する年度の末日に至ったとき。
 - (2) 第2条第2号に該当しなくなったとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、萩市登録統計調査員取消通知書(様式第4号)により本人に通知するものとする。

(秘密の保持)

第5条 統計調査に従事した者は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、登録を取り消した後においても同様とする。

附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。

この要領は、令和8年3月3日から施行する。